

食安監発1008第3号  
平成26年10月8日

各〔都道府県  
保健所設置市  
特別区〕衛生主管部(局)長 殿

厚生労働省医薬食品局食品安全部監視安全課長  
( 公 印 省 略 )

### フグの取扱いに係る監視指導の強化について

フグの衛生確保については、「フグの衛生確保について」(昭和58年12月2日付け環乳第59号)により通知するとともに、その監視指導の強化を図るよう、「フグの取扱いに係る監視指導の強化について」(平成19年12月26日付け食安監発第1226003号。以下、「監視安全課長通知」という。)により通知しているところです。

今般、フグ調理の練習後のマフグの肝臓を自宅に持ち帰り、喫食し、死亡する事例が発生しました。つきましては、各自治体の条例等に基づき、フグを取扱う施設に対し、除去した有毒部位については焼却等により確実に処分するよう、あらためて指導方よろしくお願いします。